

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第55号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年香川県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、<u>私立の高等学校等</u>、<u>私立の高等学校の専攻科</u>又は<u>私立の中学校</u>における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第7条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、<u>公立の高等学校等</u>又は<u>公立の高等学校の専攻科</u>における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に係る事務であって令第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第10条 条例別表第1の備考の規則で定める者は、<u>高等学校等</u>、<u>高等学校の専攻科</u>又は<u>私立の中学校の設置者</u>とし、これらの者は、知事又は教育委員会が別に定めるところにより同表の1の項又は5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める情報)</p> <p>第16条 条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、<u>公立の高等学校等</u>又は<u>公立の高等学校の専攻科</u>における教育に係る経済的負担の軽減を図るた</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等又は中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第7条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に係る事務であって令第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第10条 条例別表第1の備考の規則で定める者は、高等学校等又は私立の中学校の設置者とし、これらの者は、知事又は教育委員会が別に定めるところにより同表の1の項又は5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める情報)</p> <p>第16条 条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に関する</p>

めの補助金の交付等に関する情報とする。

第20条 条例別表第3の6の項の規則で定める情報は、私立の高等学校等又は私立の高等学校の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に関する情報とする。

情報とする。

第20条 条例別表第3の6の項の規則で定める情報は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付等に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。